

新たな障害者基本計画策定における検討課題及び取組の方向性

1 互いに尊重し交流する

現行計画		新たな障害者基本計画の策定における検討課題 ※第2回協議会以降に追加した課題は太字で表記	新たな障害者基本計画の策定における取組の方向性
施策項目	施策展開		
(1) 障害や障害者についての理解の促進	① 啓発広報の推進 ② 交流の促進 ③ 知的障害・精神障害等についての理解の促進	<p>1 障害者週間や人権週間等での啓発事業等の実施などを通じ、障害や障害者に対する市民及び地域の理解を一層促進する必要がある。</p> <p>2 障害者基本法の改正により、「障害者の定義」が見直されたことを踏まえ、今後その内容についての周知を図るとともに、全ての障害及び障害者に対する理解を深める取組を推進する必要がある。</p> <p>3 文化・スポーツ行事その他あらゆる分野への障害者の参加や障害者を含む幅広い市民の交流の場づくりを促進する必要がある。</p> <p>4 障害のある子どもと障害のない子どもが、幼少時から交流し、共に育つ環境づくりに努める必要がある。</p> <p>5 情報発信や啓発等を行い、知的障害者・精神障害者等についての理解促進に努める必要がある。</p> <p>6 発達障害、高次脳機能障害に加え、難病についても、今後、効果的な啓発広報に努める必要がある。</p> <p>7 地域団体の活動等を通じた啓発に取り組む必要がある。</p> <p>8 学校教育において、障害に対する理解を促進するパンフレット(副読本等)の活用を検討する必要がある。</p>	<p>1 障害や障害者についての一層の理解促進</p> <p>2 知的障害者や精神障害者等についての一層の啓発や地域住民との交流の促進</p> <p>3 発達障害、高次脳機能障害、難病についての啓発広報の推進</p> <p>4 各種行事等への障害者の参加や障害者を含む幅広い市民の交流の場づくりの促進</p> <p>5 学校、地域、職場における障害についての啓発の促進</p> <p>6 障害のある子どもと障害のない子どもが、幼少時から交流し、共に育つ環境づくり</p>
(2) ボランティア活動等の支援	① ボランティア活動の活性化 ② NPO法人を含めた団体の活動への支援、団体との連携強化	<p>1 市民や市民活動団体のニーズを把握しながら、ボランティアの活動支援やネットワーク化に取り組む必要がある。</p> <p>2 文化、スポーツ活動など障害者団体等による交流の場づくりやピアカウンセリング、ピアサポート等の自主的な取組を支援する必要がある。</p> <p>3 既存の団体を含めNPO等との連携強化に努めるとともに、精神障害者、高次脳機能障害者、難病患者等の関係団体による活動に対し、継続的な支援に努める必要がある。</p>	<p>7 ボランティアの育成とネットワーク化</p> <p>8 団体のノウハウを活かした障害者支援活動の促進</p> <p>9 精神障害者、高次脳機能障害者、難病患者等の関係団体による活動に対する支援の充実</p>
(3) 国際交流・国際協力の促進		<p>1 障害者団体を含めた市民レベルの国際交流・国際協力を推進するため、助成制度等の積極的な活用促進を図る必要がある。</p> <p>2 国際的な大会の広島開催や選手派遣に対する支援に努める必要がある。</p>	<p>10 障害者団体を含めた市民レベルの国際交流・協力活動を行う団体への助成</p> <p>11 国際的な大会の広島開催や選手派遣に対する支援</p>

新たな障害者基本計画策定における検討課題及び取組の方向性

2 住み良いまちをつくる

現行計画		新たな障害者基本計画の策定における検討課題 ※第2回協議会以降に追加した課題は太字で表記	新たな障害者基本計画の策定における取組の方向性
施策項目	施策展開		
(1) 総合的な福祉のまちづくり	① 福祉のまちづくりの啓発、推進体制の整備等 ② 公共施設の整備、民間建築物の整備誘導 ③ 公共交通機関、道路交通環境の整備等	1 本市施設の計画的な整備・改善に取り組むとともに、民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導に努める必要がある。 2 ユニバーサルデザインの一層の普及啓発に取り組む必要がある。 3 障害者や高齢者をはじめ市民のだれもが安全で快適に利用できるよう、本市施設等の計画的な整備・改善に取り組む必要がある。 4 バリアフリー新法や広島県福祉のまちづくり条例に基づき、民間建築物や公共交通機関等の計画的な整備・改善の誘導に努める必要がある。 5 低床車両の導入やJR駅へのエレベータ設置の促進など、交通弱者の安全性や快適性に配慮した公共交通機関・交通施設の整備・充実を図る必要がある。 6 歩道における歩行者と自転車の分離など、安全で快適な歩行空間の確保や歩行者優先の空間整備を推進する必要がある。 7 歩道の幅や段差、勾配を改善するなど、道路のバリアフリー化を推進する必要がある。 8 公共施設を整備する際には、設計段階から障害者の意見を聞き、反映に努める必要がある。	1 本市公共施設の計画的な整備・改善 2 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導 3 公共施設整備の際の、設計段階からの障害者の意見聴取 4 ユニバーサルデザインの普及啓発 5 公共交通機関・交通施設の整備・充実 6 安全で快適な歩行空間の確保、歩行者優先の空間整備
(2) 住宅の確保	① 市営住宅の整備等 ② 民間住宅のバリアフリー化の推進、障害者の居住支援	1 バリアフリー化や車いす常用者向けの住戸改善など、障害者個々の多様なニーズや障害の態様に配慮した市営住宅の整備・改善を推進する必要がある。 2 グループホーム等の整備促進等に取り組む必要がある。 3 障害者の生活や家族の介護に配慮した住み良い住宅への改造等の支援に努めるとともに、障害者の民間賃貸住宅への入居等についての相談支援の充実や相談窓口の拡大を図る必要がある。 4 広島県あんしん賃貸支援事業について、情報提供に努め、制度の周知を図る必要がある。	7 障害者個々の多様なニーズや障害の態様に配慮した市営住宅の整備・改善 8 住宅改造等の支援 9 民間賃貸住宅への入居等についての相談支援の充実等 10 グループホーム等の整備促進

新たな障害者基本計画策定における検討課題及び取組の方向性

2 住み良いまちをつくる

現行計画		新たな障害者基本計画の策定における検討課題 ※第2回協議会以降に追加した課題は太字で表記	新たな障害者基本計画の策定における取組の方向性
施策項目	施策展開		
(3) 防犯・防災対策の推進	① 地域ぐるみの防犯・防災体制の整備 ② 障害の態様に応じた支援体制の充実、災害時のメンタルヘルス対策	1 災害時に自力で避難することが困難な障害者等が、安全かつ確実に避難できるよう、地域における情報伝達、避難誘導等の避難支援体制の整備に努める必要がある。 2 ICTを活用し、障害者のニーズや障害の態様に応じた防災情報の提供や非常時の連絡通報体制等の充実を図る必要がある。 3 公共施設、医療機関、福祉サービス事業所等地域で活用できる社会的資源を落とし込んだ地域単位のマップ作成についても検討する必要がある。 4 災害時のコミュニケーション手段の確保など、障害の態様に応じた災害時支援体制の充実を図る必要がある。 5 障害者等の要望等を踏まえ、障害者が安心して過ごせる避難場所の指定を進める必要がある。 6 改正障害者基本法に、「防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない」と規定されたことを踏まえ、取組のより一層の充実を図る必要がある。	11 地域における災害時要援護者の避難支援体制の整備 12 障害の態様に応じた災害時支援体制の充実 13 相談対応で活用する社会的資源を表示したマップの作成 14 福祉避難場所の指定
(4) 情報・コミュニケーション支援の充実	① 障害の態様に応じた情報提供等サービスの充実 ② 情報バリアフリー化の推進	1 点字、音声認識コード、電子タグ、インターネットの活用などにより、障害の態様に応じた情報提供サービスの充実を図る必要がある。 2 ICT利活用支援ボランティアの養成・派遣をはじめ、ICTを利活用した障害者のコミュニケーション支援の充実を図る必要がある。 3 ICT企業や大学等と連携し、障害者等が使いやすい情報通信機器やソフトウェアの開発を促進するとともに、技術の習得支援などを行う必要がある。	15 障害の態様に応じた情報提供サービスの充実 16 ICTを利活用した障害者のコミュニケーション支援の充実

新たな障害者基本計画策定における検討課題及び取組の方向性

3 支えあい安心して暮らす

現行計画		新たな障害者基本計画の策定における検討課題 ※第2回協議会以降に追加した課題は太字で表記	新たな障害者基本計画の策定における取組の方向性
施策項目	施策展開		
(1) 総合的な相談支援体制の充実		<p>1 相談窓口の充実等に努めるとともに、障害者や家族からの相談に応じ、一人一人の心身の状況、意向等を踏まえ、サービス利用等に必要な情報提供や助言、援助等に努める必要がある。</p> <p>2 更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所等において、専門性を生かした相談支援を行うとともに、各機関が相互に連携し、一体的な対応を図る必要がある。</p> <p>3 相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置や24時間体制の整備などについて検討するとともに、十分認知されていない相談支援事業所の周知を図る必要がある。</p> <p>4 高次脳機能障害や難病について、関係団体と連携しながら、相談支援等の充実等に取り組む必要がある。</p>	<p>1 相談支援体制の整備</p> <p>2 研修を通じた相談員等の質の向上など相談窓口の充実</p> <p>3 各機関の専門性を生かした相談支援と相互連携による一体的対応</p> <p>4 相談支援事業の一層の充実と相談支援事業所の周知</p> <p>5 高次脳機能障害や難病の関係団体と連携した相談支援等の充実</p>
(2) 福祉サービスの充実	<p>① 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの充実</p> <p>② 総合的な生活な支援の充実</p> <p>③ 障害者の権利擁護</p>	<p>1 障害者の自立した生活を支援するため、就労支援やグループホーム・ケアホーム等のサービス基盤の整備を促進する必要がある。</p> <p>2 事業者に対する指導監督を計画的・効果的に実施するとともに、従事者に対する研修を行い、サービスの質の向上を図る必要がある。</p> <p>3 障害者がサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、事業者や施設等に関する情報提供の充実などに努める必要がある。</p> <p>4 改正障害者自立支援法の施行に伴う、同行援護など新たなサービスの実施やサービス利用計画作成の対象者拡大などに円滑に対応する必要がある。</p> <p>5 国において、障害者自立支援法を廃止し、新たに障害者総合福祉法(仮称)の制定に向けた検討が進められていることから、制度変更等に速やかに対応できるよう、動向等を注視しながら情報収集に努める必要がある。</p> <p>6 各種養成講座の実施などにより、障害者の外出時に付添いを行う介護員、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保を図る必要がある。</p> <p>7 障害者の自立と社会参加を促進するため、重度障害者を対象とした自動車燃料費助成制度の検討など障害者の外出時の移動支援などの充実を図る必要がある。</p> <p>8 発達障害者支援センターにおける専門的な相談・助言・指導などにより、発達障害者に対する支援の充実を図る必要がある。</p> <p>9 医療機関等と連携し、退院準備から地域生活の定着に至る継続的な支援を実施することにより、退院可能な精神障害者の地域生活への移行を促進する必要がある。</p> <p>10 医療費の助成や低所得者に対する利用者負担の軽減などを継続的に行う必要がある。</p>	<p>6 福祉サービス基盤の整備促進</p> <p>7 福祉サービスの質の向上</p> <p>8 事業者や施設等に関する情報提供の充実</p> <p>9 制度変更等に対する円滑な対応</p> <p>10 手話など専門的な技術を有する人材の養成・確保</p> <p>11 移動支援など外出支援の充実</p> <p>12 発達障害者に対する支援の充実、難病患者に対する支援の検討</p> <p>13 退院可能な精神障害者の地域生活への移行促進</p> <p>14 利用者負担の軽減などの継続的な実施</p>

新たな障害者基本計画策定における検討課題及び取組の方向性

3 支えあい安心して暮らす

現行計画		新たな障害者基本計画の策定における検討課題 ※第2回協議会以降に追加した課題は太字で表記	新たな障害者基本計画の策定における取組の方向性
施策項目	施策展開		
		<p>11 障害者自立支援法の改正を踏まえ、支給決定前に必要となるサービス利用計画が円滑に作成できるよう、体制整備について検討する必要がある。</p> <p>12 障害者やその家族からの人権に関する相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、知的障害者や精神障害者に対する成年後見制度の普及や社会福祉協議会が実施する福祉サービス事業の充実に努める必要がある。</p> <p>13 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月に施行されるため、障害者虐待防止センターの設置など障害者の虐待防止のための体制整備を図るとともに、関係機関との連携や相談支援事業者と連携した相談体制の強化等により権利擁護の充実に努める必要がある。</p> <p>14 改正障害者基本法に「消費者としての障害者の保護」が規定されていることを踏まえ、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進の取組についても検討を進める必要がある。</p> <p>15 障害者の権利を守る取組として、障害者権利条約の趣旨や国の動向等を踏まえた取組を行う必要がある。</p> <p>16 専門性が高く分かりにくい成年後見制度について、制度を使いやすくするための支援を検討する必要がある。</p>	<p>15 サービス利用計画の円滑な作成に向けた体制整備</p> <p>16 成年後見制度の普及と制度を使いやすくするための支援の検討</p> <p>17 障害者虐待防止体制の整備など権利擁護の充実</p> <p>18 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進に向けた検討</p> <p>19 障害者の権利を守る取組の充実</p>
(3) スポーツ・レクリエーション、文化、生涯学習活動の推進	<p>① スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <p>② 文化活動の推進</p> <p>③ 生涯学習活動の推進</p>	<p>1 障害者のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への主体的・自主的な参加の促進に努めるとともに、障害者施設等と地域の交流の促進を図る必要がある。</p> <p>2 障害者団体等と連携した学習会等の開催などを通じ、障害者が社会参加するための知識・技術の習得や余暇の充実を図る必要がある。</p>	<p>20 障害者のスポーツ・レクリエーション等への参加促進</p> <p>21 障害者施設等と地域の交流の促進</p> <p>22 障害者の社会参加活動の充実</p>
(4) 疾病の予防・早期治療等の充実	<p>① 疾病予防の推進・早期治療の充実</p> <p>② 早期療育の充実</p>	<p>1 疾病予防の推進や障害の早期発見等の観点から、各種健康診査の重要性について継続的に意識啓発に努めるとともに、障害者が受診しやすい環境整備について検討する必要がある。</p> <p>2 身体障害者健康診査の充実を図るなど、二次障害の予防等に努める必要がある。</p> <p>3 こども療育センター、保育園、学校等との連携を深め、相談支援体制の充実を図るなど、障害児の早期発見と早期療育に努める必要がある。</p> <p>4 訪問や電話による療育相談などにより、障害児の地域での生活を支援する必要がある。</p> <p>5 改正障害者基本法に、「療育」について規定されたことを踏まえ、療育に関する研究・開発及び普及促進等の環境整備の促進について検討を進める必要がある。</p>	<p>23 障害者が各種健康診査を受診しやすい環境整備の検討</p> <p>24 身体障害者健康診査の充実など二次障害の予防等</p> <p>25 関係機関との一層の連携による障害児の早期発見及び早期療育の充実</p> <p>26 障害児やその家族に対する支援の充実</p>

新たな障害者基本計画策定における検討課題及び取組の方向性

3 支えあい安心して暮らす

現行計画		新たな障害者基本計画の策定における検討課題 ※第2回協議会以降に追加した課題は太字で表記	新たな障害者基本計画の策定における取組の方向性
施策項目	施策展開		
(5) 医療・リハビリテーション体制の整備	① リハビリテーションサービスの提供体制の充実 ② 医療の充実等	1 総合リハビリテーションセンターにおいて、医学的・社会的・職業的リハビリテーションサービスを一貫した計画の下に提供し、中途障害者等の社会復帰を促進するとともに、知的障害者、精神障害者の生活訓練事業についても充実する必要がある。 2 関係機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実に努める必要がある。 3 総合相談窓口での対応や歯科診療等の充実に努める必要がある。 4 医療機関による精神科デイケアの充実や精神科救急医療体制の充実など、広島県とも連携を図りながら精神科医療の充実を図る必要がある。 5 障害者等からの要望等を踏まえ、需要増大が想定される小児精神科医の養成について検討を進める必要がある。 6 障害の種別や程度により差のある歯科診療の受診率等について、その差がなくなるような取組を検討する必要がある。	27 中途障害者等の社会復帰の促進 28 知的障害者、精神障害者の生活訓練事業の充実 29 関係機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実 30 各区総合福祉センター・総合相談窓口での対応の充実 31 歯科診療等の充実 32 小児精神科医の養成についての検討を含めた精神科医療の充実 33 各種検診の障害種別による受診率格差の縮小に向けた検討

新たな障害者基本計画策定における検討課題及び取組の方向性

4 共に学び働く

現行計画		新たな障害者基本計画の策定における検討課題 ※第2回協議会以降に追加した課題は太字で表記	新たな障害者基本計画の策定における取組の方向性
施策項目	施策展開		
(1) 教育等の充実	① 指導体制等の充実 ② 相談等支援体制の充実 ③ 交流活動や放課後対策等の充実	1 一人ひとりの子どもの障害に配慮し、指導内容、指導方法、教員研修等の充実に努める必要がある。 2 大学教授等の専門家による巡回相談指導の実施や通常の学級に在籍する肢体不自由、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子どもに対する特別支援教育アシスタントの配置など、特別支援教育体制のより一層の充実に努める必要がある。 3 障害児保育の充実について、障害の早期発見や個々の子どもの障害に応じた適切な支援を行うため、こども療育センター等との連携強化や職員の専門性を高めるための研修の充実などに取り組む必要がある。 4 職業教育・進路指導の充実等を図るとともに、障害のある子どもが成人になったときの社会参加や職域の拡大につながるよう、子どもの持つ能力を伸ばすための教育環境の整備に取り組む必要がある。 5 障害者の権利に関する条約における障害者を包容する教育制度（インクルーシブエデュケーションシステム）の実現に向けた取組について検討を進める必要がある。 6 教育相談を行う職員の専門性の向上など教育相談体制の充実に努める必要がある。 7 障害のある子どもの放課後等における居場所の確保を図る必要がある。 8 特別支援教育に関する啓発に取り組むとともに、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流や共同学習を推進する必要がある。	1 一人ひとりの子どもの障害に配慮した指導内容、指導方法、教員研修等の充実など、障害のある子どもの能力を伸ばすための教育環境整備 2 職業教育・進路指導等の充実 3 発達障害への対応など特別支援教育体制の充実 4 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流や共同学習の推進と、障害者を包含する教育制度（インクルーシブエデュケーションシステム）の実現に向けた取組についての検討 5 教育相談体制の充実 6 障害のある子どもの放課後等における居場所の確保 7 特別支援学校・学級と地域の交流などによる理解の促進 8 こども療育センター等との連携強化による障害児保育の充実

新たな障害者基本計画策定における検討課題及び取組の方向性

4 共に学び働く

現行計画		新たな障害者基本計画の策定における検討課題 ※第2回協議会以降に追加した課題は太字で表記	新たな障害者基本計画の策定における取組の方向性
施策項目	施策展開		
(2) 雇用の促進、就労支援	① 障害者雇用の拡大 ② 総合的な就労支援	<p>1 障害者雇用の拡大を図るため、国、広島県、障害者団体、企業など関係機関のネットワーク構築に向け取り組む必要がある。</p> <p>2 企業等に対する障害者雇用についての理解促進や関係機関と連携した企業等への働きかけなどにより、障害者の雇用促進や職場定着を図る必要がある。</p> <p>3 知的障害者と精神障害者を本市で雇用し、ジョブコーチ(職場適応援助者)による就労支援を行うことにより、一般就労の促進に努める必要がある。</p> <p>4 ジョブコーチの養成確保などにより、企業等として障害者の職場定着を支援することのできる環境整備を促進する必要がある。</p> <p>5 ジョブ・ライフサポーターによる支援を行うことにより、職場開拓、障害者の個々の特性に配慮した職場とのマッチング等を促進する必要がある。</p> <p>6 障害者の雇用に積極的に取り組む企業等に対する支援の充実を図る必要がある。</p> <p>7 国や広島県等と連携しながら、ジョブ・ライフサポーターによる支援や総合リハビリテーションセンターでの就労適応訓練等の実施等を通じ、就労や復職の促進など障害者の就労支援に努める必要がある。</p> <p>8 障害者の職業能力開発や就労についての相談支援等を行い、学校卒業後の就労や福祉施設等から一般就労への移行を促進する必要がある。</p> <p>9 学校卒業後の行き場の確保などに取り組む必要がある。</p> <p>10 ICT利活用技術の習得支援などにより障害者の職域拡大を図るとともに、就労支援施設等で作られた製品の販路拡大等の支援を行う必要がある。</p>	<p>9 ハローワーク機能の権限移譲に向けた取組や障害者雇用拡大を図るための関係機関のネットワーク構築を目指した取組の実施</p> <p>10 企業等における雇用の促進と障害者雇用に積極的な企業等に対する支援の充実</p> <p>11 本市雇用の知的障害者と精神障害者へのジョブコーチを活用した就労支援による一般就労の促進</p> <p>12 障害者の職場定着を支援する環境整備の促進</p> <p>13 ジョブ・ライフサポーターによる職場開拓及び障害者と職場のマッチング等の促進</p> <p>14 就労適応訓練等を通じた障害者の就労や復職の促進</p> <p>15 障害者の職域拡大の支援</p> <p>16 学校卒業後の就労や福祉施設等から一般就労への移行の促進</p> <p>17 学校卒業後の行き場の確保</p> <p>18 就労支援施設等で作られた製品の販路拡大等の支援</p>